

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

OCTOBER 2018
 VOL.603

10



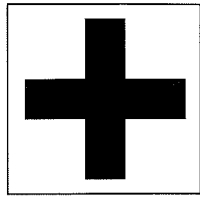
初秋を走る(ひたちなか市)

写真提供者: ひたちなか市 櫻井 志好 氏

●2018 10月号 CONTENTS●

平成30年度 全国労働衛生週間表彰2
 茨城県最低賃金改正のお知らせ4
 過労死等防止対策推進シンポジウム開催5
 労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください6
 労働保険料算定基礎調査を実施します7
 11月は労働保険適用促進強化期間です7
 「パートタイム労働法」は、
 「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります!8
 いばらき働き方改革推進キャンペーン20189
 中小企業退職金共済制度のご利用について9
 「自営型テレワーク」の適切な契約ルールをご確認ください!10

労働保険概算保険料の納付は10月31日までに11
 職長・安全衛生責任者能力向上教育のご案内11
 介護事業所のための就労環境整備セミナーのご案内12
 第395回KYTトレーナー研修会のご案内13
 コンプライアンス 衛生推進者を選任しましょう13
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ14
 県内の労働災害発生状況速報15
 巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!!15
 過重労働解消のためのセミナー開催15
 講習会のご案内16



平成30年度

全国労働衛生週間表彰

日時：平成30年10月4日

場所：茨城県立県民文化センター大ホール

第69回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、10月4日茨城県立県民文化センター大ホールで「平成30年度茨城県産業安全衛生大会」が開催され、安全衛生活動に積極的に取り組み、無災害が長期に継続するなど優良な事業場や安全衛生水準の向上に務めた個人などを讃える安全衛生表彰が行われます。

式典では、厚生労働大臣表彰の披露に続き、茨城労働局長、県内各労働災害防止団体長から表彰状が授与されます。

本年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

厚生労働大臣表彰

- 奨励賞** 清水・岡部・山本特定建設工事共同企業体
土浦駅北地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（土浦市）
- 功績賞** 小松 満 独立行政法人労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター所長
久保田 俊夫 茨城労働局粉じん対策指導委員

茨城労働局長表彰

- 優良賞** セキスイハイム工業株式会社 関東事業所（笠間市）
鹿島建設株式会社 関東支店（古河市）
東京ガス古河～真岡幹線シールド（A工区）工事
株式会社熊谷組 首都圏支店（鉾田市）
東関東自動車道 鳥栖工事
- 奨励賞** 三井化学東セロ株式会社 勝田工場（ひたちなか市）
株式会社常磐谷沢製作所 茨城工場（北茨城市）
株式会社ヤクルト本社 茨城工場（猿島郡五霞町）
日本エクシード株式会社 守谷工場（守谷市）
沢井製薬株式会社 鹿島工場（神栖市）
- 功績賞** 小仁所 治 一般社団法人土浦労働基準協会 安全衛生部会副部長
山野井 周一 一般社団法人常総労働基準協会理事長
- 安全衛生推進賞** 大木 清司 古河地域産業保健センター運営主幹

一般社団法人茨城労働基準協会連合会長表彰

- 事業場賞** 日本たばこ産業株式会社 友部工場（笠間市）
日本クロージャー株式会社 石岡工場（石岡市）
株式会社タバタ 茨城事業所（常陸大宮市）
株式会社エーコー（久慈郡大子町）
株式会社明治 守谷工場（守谷市）
ハナキゴム株式会社（牛久市）
東邦発条株式会社 麻生工場（行方市）

功績賞 三岡 毅 日立金属株式会社 茨城工場 (日立市)
佐藤 和男 興建産業株式会社 北関東工場 (猿島郡境町)

建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 株式会社吉田組 (日立市)
郡司建設株式会社 (土浦市)
株式会社進栄 (常陸大宮市)
大昭建設株式会社 (龍ヶ崎市)
株式会社大平工業 (鹿嶋市)

現場賞 株式会社福島工務店 (猿島郡境町)
有限会社飛田組 (常陸太田市)
松丸工業株式会社 (守谷市)
株木・常総特定建設工事共同企業体 (神栖市)

功績賞 鶴田 哲男 株式会社鶴田組 (那珂市)
会田 康之 石塚産業株式会社 (下妻市)
大出 常世 三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 鹿島事業所 (神栖市)

職長賞 石井 洋明 株式会社袴田工務店 (久慈郡大子町)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 勝沼運送株式会社 (北茨城市)
尾又運送株式会社 (日立市)
渡辺運送倉庫株式会社 (ひたちなか市)
明治ロジテック株式会社 茨城事業所 (小美玉市)
茨城新光運輸株式会社 (かすみがうら市)
野口運送有限会社 (取手市)
キャリアシステム株式会社 (坂東市)
株式会社ケーライン (古河市)
アサヒ運輸株式会社 鹿島営業所 (神栖市)

功績賞 岩崎 唯夫 株式会社マルイワ 代表取締役 (筑西市)
田村 昌巳 やまとや運輸有限会社 代表取締役 (常総市)
菅野 貞 横瀬運送有限会社 代表取締役 (神栖市)

林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 有限会社下村林業 (北茨城市)
株式会社ヤブキ林業 (常陸太田市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

事業場賞 丸池海運株式会社 日立事業所 (日立市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部鹿島支部長表彰

事業場賞 鈴江コーポレーション株式会社 鹿島支店 (神栖市)

茨城県最低賃金改正のお知らせ

平成30年10月1日から 時間額822円

茨城労働局長(福元俊成)は、本年7月5日に茨城地方最低賃金審議会(会長 武田隆志)に対し、茨城県最低賃金の金額改正について諮問し、8月6日、時間額を26円引上げて822円とする旨の答申を受けました。茨城労働局長は、これを受けて茨城県最低賃金を答申どおり改正する決定を行い、公示しました。効力発生日は、本年10月1日(月)です。

最低賃金についてQ&A

Q 最低賃金制度とは何でしょう?

A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、地域別(茨城県)最低賃金と特定最低賃金があります。

地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

Q 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?

A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q 最低賃金の対象となる賃金の範囲を教えてください。

A 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q 最低賃金額以上かどうか、確認する方法を教えてください。

A 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

① 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

② 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

③ 月給の場合

月給 \div 1箇月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

④ ①、②、③が混合している場合

例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

Q コンビニを経営しています。各種商品小売業の最低賃金が適用されますか?

A 茨城県各種商品小売業最低賃金が適用される産業は、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業所の場合に適用され、食料品が中心であるコンビニのように主たる販売商品が判別できる事業所には適用されません。

最低賃金についてのご質問・ご相談は

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL 029-224-6216

又は、

最寄りの労働基準監督署までお寄せください

茨城会場

【参加無料】11/25 過労死等防止対策推進シンポジウム開催

(主催:厚生労働省、後援:茨城県、つくば市)

プログラム

【基調講演】

「過労死問題解決のための支援団体の取り組み」

坂倉 昇平 氏 (NPO法人POSSE理事)

【体験談発表】

過労死ご遺族による体験談発表(2名)

会場のご案内

つくば国際会議場 中会議室201

(茨城県つくば市竹園2-20-3)

・つくば駅より徒歩約10分

※近隣に駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

参加申込について

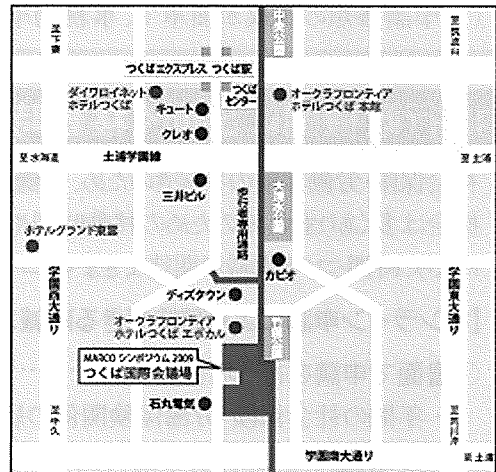
- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

講師プロフィール

坂倉 昇平 氏

NPO法人POSSE理事

1983年生まれ、静岡県出身。2006年に若者の労働問題に取り組むPOSSEを立ち上げる。2008年には雇用問題総合誌「POSSE」を創刊して8年に渡り編集長を務め、2010年から「ブラック企業」問題の啓発を続ける。2014年には個人加盟の労働組合である総合サポートユニオンを立ち上げる。その支部であるブラック企業ユニオン代表、裁量労働制ユニオン代表として、労働相談や労使交渉、マスメディアやインターネットを通じた社会的発信をおこない、様々な企業の長時間労働改善を現場から支援している。NHK、Eテレなどテレビ出演も多数。共著に「18歳からの民主主義」(岩波新書、2016年)、「ブラック企業VSモンスター消費者」(ポプラ新書、2014年)、『ベーシックインカムは究極の社会保障か』(堀之内出版、2012年)など。



● Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いします。
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

● FAXでの申し込み: 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。
 FAX番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

日時 平成30年11月25日(日)

13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 つくば国際会議場

(茨城県つくば市竹園2-20-3)

【定員】100名

参加無料

【以下の内容を記載して、上記窓口までお送りください。】

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士 社会保険労務士
 パート・アルバイト 主婦 学生 その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

4名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 電話:0120-053-006 E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

労働保険関係手続の オンライン申請をご活用ください。

～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。

「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります。ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間15,000～20,000円程度

- 書面で申請を行う場合のコスト……………約30,000円
 - ・年間の社会保険・労働保険関係の届出……………6回
 - ・行政機関滞在時間、移動時間……………2時間
 - ・1回当たり往復交通費……………320円
 - ・時間当たり給与……………2,383円
$$\rightarrow 2,383円 \times 2時間 \times 6回 + 320円 \times 6回 = 30,516円$$
- オンライン申請を行う場合のコスト
 - ・電子証明書の取得費など……………10,000～15,000円程度
(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は500円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。

また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。

なお、e-Govの使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

- オンライン申請ガイドブック(<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)
- オンライン申請利用マニュアル一覧(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

労働保険料算定基礎調査を実施します

茨城労働局及び各労働基準監督署では、毎年労働保険料の算定基礎調査を実施しております。

この調査は、労働保険年度更新手続きにより申告された前年度及び前々年度の確定保険料について、適正徴収の確保と費用負担の公平を期すことを目的に実施するものです。

調査の対象となる事業場は、原則として過去2年以上未実施の事業場を予定しております。

調査の実施方法につきましては、対象事業場への立ち入り調査を原則といたします。

また、算定基礎調査を実施する際には、適用業種・保険料率の適否についても併せて確認させていただくことがあります。

これまでの調査結果によりますと、過少申告となっている主な原因としては、継続事業では、短時間就労者（パート・アルバイト等）のうち、雇用保険の加入要件を満たす者の賃金算入もれ、過大申告となっているものでは、労働者とならない取締役等の役員報酬の誤算入などが見受けられております。建設の事業では、元請工事や追加・変更工事、前年度以前からの繰越工事の算入もれ、適用業種の誤り等が主な原因となっております。

算定基礎調査において誤りが発見された場合には、過少申告については、不足保険料額を追加納付していただくとともに、追徴金を納付していただくこととなります。過大申告については、過大保険料額が還付請求手続きにより還付されることとなります。

調査対象となった事業場につきましては、事前に調査実施の日時、準備資料等について通知いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

11月は労働保険適用促進強化期間です。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

特に11月は、厚生労働省が定めた「労働保険適用促進強化期間」として全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の適用を促進することとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

TEL 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「パートタイム労働法」は、 「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります！ ～2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日施行)～

働き方を総合的に推進するため、パートタイム労働法の改正などを内容とする「働き方改革関連法」が本年6月29日に成立、7月6日に公布されました。

パートタイム労働法(改正後の法律の略称は「パートタイム・有期雇用労働法」)に関する主な改正内容は次のとおりです。

I. 「パートタイム・有期雇用労働法」の対象となる労働者

- ・これまでのパートタイム労働法の対象者である「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」に加え、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになります。
- ・「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、パートタイム・有期雇用労働法の対象となります。

II. 改正の概要

1. 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期で統一的に整備します。

- 「①職務内容」や「②職務内容・配置の変更範囲」「③その他の事情」の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止する「均衡待遇規定」の明確化
- 「①職務内容」や「②職務内容・配置の変更範囲」が同じ場合は正規雇用労働者との差別的取扱いが禁止される「均等待遇規定」について、新たに有期雇用労働者も対象
*いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理でないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」が2016年12月に策定されており、今後確定する予定です。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

事業主が労働者に対して説明しなければならない内容を、パート・有期で統一的に整備します。

- パートタイム労働者に対しては既に規定されていた「本人の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務」について、有期雇用労働者に対する説明義務も創設
- パートタイム労働者・有期雇用労働者について、「正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等の事業主の説明義務」を創設
- 説明を求めた場合の不利益取扱いの禁止を創設

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の規定の整備

行政による助言・指導等や行政ADRの規定をパート・有期で統一的に整備します。

- パートタイム労働者に対しては既に規定されていた「行政による助言・指導等」や「行政ADR」の根拠規定を有期雇用労働者に対しても整備
- 「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象

☆改正法の詳細は、茨城労働局ホームページ内に「働き方改革」関連法パンフレットを掲載しています
(<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/h300814.hatarakikata-pam.pdf>)

問い合わせ先

パートタイム・有期雇用労働法に関しては

茨城労働局雇用環境・均等室 …………… TEL 029-277-8295

具体的な労務管理の手法に関しては

茨城働き方改革推進支援センター …………… TEL 0120-971-728

いばらき働き方改革 推進キャンペーン2018

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

このため、茨城労働局や茨城県等官民で構成するいばらき働き方改革推進協議会（旧いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会）では、長時間労働の抑制や年次有給休暇取得の促進などにより、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に向けた働き方改革の推進に取り組んでいます。

今年度は、下記の取組を実施しますので、ご参加をお願いします。

11月7日～13日	休暇取得キャンペーン
11月21日(水)	県内一斉ノー残業デー

取組に参加される場合、「いばらき働き方改革取組宣言書」により宣言することによって、働きやすい、効率的な業務に取り組む企業・団体であることをPRすることができます。宣言書等キャンペーンの詳細は、茨城県ホームページをご確認ください。

茨城県 働き方改革

検索



働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中CHU退TAI共KYO 小企業 退職金 済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

「自営型テレワーク」の適切な契約ルールをご確認ください!

近年、インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが拡大し、自営型テレワークを行う機会が増加しています。

このような動きを踏まえ、本年2月に、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」)が改正されました。

自営型テレワーカー(以下、「テレワーカー」)に仕事を注文される際には、このガイドラインの内容を守っていただくとともに、契約の内容について、よく協議した上で決めることが望まれます。

I 自営型テレワークとは?

注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労をいい、職種には次のようなものがあります。

例示

〔 文書(データ)入力 / 設計・製図 / デザイン / 画像加工 / DTP / 映像作成
プログラミング / 翻訳 / システム設計 / リサーチ・分析データ / 音声おこし 等 〕

II 「ガイドライン」の主な改正点

○注文者が守るべき事項関係

1. 募集時におけるトラブルを防止するため、「募集に関する事項」が追加されました。

①注文する仕事内容 ②納期予定日 ③報酬予定額、支払期日・方法 ④諸経費の取り扱い
⑤提案・企画、作品等に係る知的財産権の取り扱い ⑥募集内容に関する問い合わせ先

2. 契約時に、テレワーカーに交付する文書に明示すべき事項が明記されました。

①注文者の氏名・所在地・連絡先 ②注文年月日 ③注文した仕事内容 ④報酬額、支払期日・方法
⑤諸経費の取扱い ⑥成果物の納期 ⑦成果物の納品先、納品方法
⑧成果物の内容について検査をする場合は、その検収日 ⑨契約条件を変更する場合の取扱い
⑩成果物に瑕疵がある等不完全であった場合や、その納入等が遅れた場合の取扱い
⑪成果物に係る知的財産権の取扱い ⑫業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い

3. 「契約条件の不利益変更を強要してはいけない旨、及び契約解除に関する事項」が追加されました。

4. 健康確保措置として、「テレワーカーから健康確保に関する相談を受けた際に、作業の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること」が追加されました。

○仲介事業者が守るべき事項関係

仲介事業者について新たに定義をおき、仲介手数料や知的財産権の取扱いの明示など、仲介事業者に求められるルール(主な事項は下記参照)がガイドラインに明記されました。

主な事項

- ①募集段階で仲介業者に求めるべき事項
- ②手数料を徴収する場合に関する事項
- ③テレワーカーや応募者の個人情報の取扱いに関する事項
- ④苦情処理体制の整備に関する事項
- ⑤注文者である仲介事業者(①の仲介事業者)に求められる事項

ガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) サイト右上のサイト内検索にて「自営型テレワーク ガイドライン」で検索の上、ご確認ください。

上記に関する問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで

労働保険概算保険料(第2期分)の納付は10月31日までに

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上の場合、労働保険料の納付を3回に延納(分割納付)することができます。

各期の法定納付期限は

全期・第1期分	平成30年7月10日
第2期分	平成30年10月31日
第3期分	平成31年1月31日

となります。

第2期分の納付書は10月中旬発送予定としておりますので、納付期限までに納付されますようお願いいたします。

なお、納付方法につきましては金融機関の窓口及びインターネットバンキング又はATMを利用した電子納付も可能です。なお、電子納付の場合はご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応している必要があります。詳しくはPay-easyホームページをご参照ください。(http://www.pay-easy.jp/index.html)

また、口座振替にて納付される場合の振替日は平成30年11月14日となります。

労働保険料の納付等にかかるお問い合わせは、茨城労働局労働保険徴収室(029-224-6213)又は各労働基準監督署までお願いします。

職長・安全衛生責任者に就いている方へ!

職長・安全衛生責任者能力向上教育のご案内

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日基発0220第3号)に基づき、職長等の職務又は安全衛生責任者の職務に従事する者で概ね5年を経過した方を対象に、職長等及び安全衛生責任者能力向上教育を下記により実施いたしますので、関係会社の方々に受講されますようご案内申し上げます。

1. 講習日時：平成30年10月25日(木) 8:50~16:00
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(駐車場有り)
水戸市渋井町字堺橋263-1(大洗鹿島線 東水戸駅下車徒歩約15分)
3. 受講資格：職長・安全衛生責任者教育修了者で概ね5年を経過した者
4. カリキュラム ①職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること
②労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
③危険性又は有害性等の調査に関すること
④グループ演習
5. 受講料等：1名につき **8,510円**【受講料7,560円(税込)、テキスト代950円】
6. 定員：50名
7. 受講申込方法：所定の受講申込書に**写真及び職長・安全衛生責任者教育修了証の写し**を添付して申し込みください。なお、**職長教育修了証のみでは受講できません。**
8. 問合せ先：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029(225)8881
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階
9. 申込期限：平成30年10月18日(木) 但し、定員に達し次第締切りとさせていただきます。
10. 修了証の交付 全科目を受講した者には修了証を交付致します。

介護事業所のための 就労環境整備セミナーのご案内

……働き方改革 安心して働ける職場づくりを目指して……

このセミナーは、国からの委託事業(介護事業場就労環境整備事業)の一環として行われるものであり、働き方改革関連法の内容も含めて介護業界の労働時間や休日・休暇、安全衛生などをはじめとする就労環境を整えることを目的としています。また、希望があれば専門家派遣(社会保険労務士)による個別訪問支援(無料)を実施し、就労環境上の問題点などをお伺いして必要な情報提供や御社が抱えている課題の助言を致します。

セミナーの参加および専門家による個別訪問支援は無料となっており、事業場の業態等に相応しい労務管理及び安全衛生管理が確保された安心・安全な職場づくりのお手伝いが行われることとなっております。

- 日 時** 平成30年11月1日(木) 午後1時30分～4時45分
- 会 場** 茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター (駐車場有り)
水戸市渋井町263の1 (大洗鹿島線 東水戸駅から徒歩約15分)
- 講 師** 特定社会保険労務士 服部 佳代子 氏
- 定 員** 50名
- 参 加 費** 無 料

内 容

<採用、労働契約、労働時間、賃金、休日、割増賃金、年休、安全衛生管理関係>

- ①募集・採用の留意点 ②労働保険・社会保険の加入 ③就業規則の作成・変更
- ④労働契約の締結・変更、期間の定めのある労働契約 ⑤賃金の支払 ⑥労働時間、36協定、休憩時間
- ⑦休日、休日の振替と代休 ⑧早出・残業、深夜労働、休日出勤等の法定割増賃金 ⑨年次有給休暇制度
- ⑩職場の安全衛生対策 ⑪任意退職、期間満了、解雇、解雇理由 ⑫助成金
- ⑬セクハラ・マタハラ・パワハラ・メンタル不調等のトラブル対策

※セミナー参加ご希望の方は、下記申込書にご記入の上、FAX 029-227-4507)でお申込み下さい。

……参加申込書 Fax (切らずに送信してください) ……

申込書送付先：(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029(225)8881
水戸市桜川2の2の35 茨城県産業会館14階

「介護事業就労環境整備セミナー」申込書

事業所名		電話番号	
参加者氏名			

第395回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

- 開催日：平成30年12月6日(木)～12月7日(金)
- 場所：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
- 内容：指差し呼称、基礎4ラウンド法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
- 参加費：参加費にはテキスト代、昼食代、消費税が含まれています。

区 分	料 金	割引料金
中災防賛助会員	31,890円	19,130円
一 般	33,940円	20,360円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくことになります。)

- お申込先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
お問合せ先 TEL 03-5484-6701 **FAX 03-5484-6704**
(お申込用紙は、中災防 関東センター HPからダウンロードしてください。)
- 定 員：60名(先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

事業主の皆さまへ コンプライアンス 衛生推進者を選任しましょう。

衛生推進者養成講習のご案内

本講習は、衛生推進者の選任を義務付けられている事業場において新たに衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の向上を図るものです。

なお、10人以上50人未満の工業的業種の事業場は、安全衛生推進者の選任が義務付けられていますので、安全衛生推進者講習については最寄りの労働基準協会にお問い合わせ下さい。

☆衛生推進者の選任を要する業種・規模については、下記の業種であって、常時使用する労働者数が**10人以上50人未満の非工業的業種の事業場**(常時50人以上の場合は衛生管理者の選任が義務付けられています。)
金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

記

- 日 時：平成30年12月17日(月) 8:50～15:30
- 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(駐車場有り)
水戸市渋井町堺橋263-1(大洗鹿島線 東水戸駅下車 徒歩約15分)
- 対象者：上記「☆印の衛生推進者の選任を要する業種・規模」のとおり
- 受講料等：8,532円(受講料7,560円(税込)、テキスト代972円)
- 定 員：50名
- 申込期限：平成30年12月10日(月)(但し定員に達した場合は期限前でも締め切ります。)
- 申込方法：受講申込書は茨城労働基準協会連合会HP「安全衛生教育」の「衛生推進者養成講習」の中にある申込書をダウンロードするか、又は問合せ先に電話等を頂ければ受講申込書を送付します。
- 問合せ先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

治療と仕事の両立支援関係のセミナー

①事業主向けセミナー

第13次労働災害防止計画や働き方改革実行計画で企業経営者が積極的に取り組むべき課題として位置付けている治療と仕事の両立支援の進め方を「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月厚生労働省)を踏まえて解説します。

また、茨城産業保健総合支援センターががん拠点病院内等に設置している出張相談窓口において、患者さん等からの相談に対応している両立支援促進員が具体的な事例の紹介をします。

日時	会場	定員	内容	参加費
平成30年 10月26日(金) 13:30~16:00	日立シビックセンター 502号会議室 (日立市幸町1-21-1)	100名	(1)両立支援ガイドラインの説明 (2)両立支援事例の説明 (3)茨城県のがん対策について (茨城県保健福祉部疾病対策課) (4)難病のある人の就労支援について (茨城県難病相談支援センター)	無料
参加申込方法	当センターホームページに掲載されている事業主向けセミナーチラシの裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX(029-227-1335)で当センターまで送信願います。 なお、定員に達し次第受付終了とさせていただきますので、早めにお申込みください。			

②産業看護職、MSW向けセミナー

茨城県がん患者就労支援事業相談員や当センターの両立支援促進員として、患者さんやご家族からの相談に対応してきた益子良市先生(社会保険労務士)が、患者さんのニーズの把握や相談の進め方、相談事例を紹介し、今後の課題についても触れます。受講料無料、当センターホームページから受付しています。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
10月10日(水) 14:00-15:30	両立支援の進め方と相談事例	益子良市先生 (両立支援促進員、社会保険労務士)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、MSW、 人事労務担当者、事業主等

【その他のセミナー(10月、11月開催分)】

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
10月16日(火) 18:30-20:30	乳がん診療の最近の流れ 【日医認定申請中】	植木浜一先生 (国立病院機構水戸医療センター名誉院長、茨城外科学会副会長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
10月17日(水) 18:30-20:30	産業保健の中での口腔保健の確立～チームによる産業保健活動産業医制度の改正から考えること～【日医認定申請中】	戒田俊之先生 (産業保健相談員、かいだ歯科医院院長、(社)茨城県歯科医師会産業保健統括マネージャー、労働衛生コンサルタント)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
10月23日(火) 18:00-20:00	股関節治療と職場復帰について 【日医認定申請中】	平澤直之先生 (医療法人社団北水会 北水会記念病院院長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生管理者、事業主等
11月2日(金) 18:00-20:00	職場における自殺予防 ～Prevention, Intervention and Postvention～ 【日医認定申請中】	笹原信一朗先生、友常祐介先生、 大井雄一先生 (産業保健相談員、筑波大学医学医療系産業精神医学・宇宙医学グループ准教授ほか)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者等
11月7日(水) 18:30-20:30	セクハラ・パワハラの現状と対応 【日医認定申請中】	漆川雄一郎先生 (法テラス牛久 弁護士)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務担当者、事業主等

県内の労働災害発生状況速報
(平成30年8月末現在)

業種別	平成30年	前年同期	
計	(16) 1,823	(15) 1,693	
製造業	(1) 548	(1) 479	
鉱業	(0) 4	(1) 4	
建設業	(8) 198	(7) 250	
内訳	土木	(4) 45	(4) 62
	建築	(2) 89	(3) 112
	その他	(2) 64	(0) 76
運輸交通業	(3) 228	(2) 229	
貨物取扱業	(1) 19	(1) 21	
農林業	(0) 28	(1) 32	
畜産水産業	(0) 63	(2) 73	
商業	(2) 234	(0) 205	
その他	(1) 501	(0) 400	

(注) ()内は、死亡者で内数

**巡回健診等のお申込みは
各地区労働基準協会へ!!**

茨城県内の各地区労働基準協会では、定期健康診断の実施を徹底するため、全国労働福祉協会茨城支部と連携して、巡回健診等を実施しています。

あなたの事業場のお近くでも巡回健診を実施しているかも知れません。巡回健診等のお申込みはお近くの各地区労働基準協会にて受け付けています。詳細については各地区労働基準協会へお問い合わせ下さい。

参加無料 10/17 参加申し込み受付中
過重労働解消のためのセミナー開催

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進める必要があります。本セミナーでは、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、具体的な取組事例などを紹介します。(定員100名、参加無料)。

[開催日時] 平成30年10月17日(水) 14:00~16:30

[会場] 茨城県立県民文化センター 分館集会室8号(水戸市千波町東久保697)

[問合せ] 委託運営: (株)東京リーガルマインド内、過重労働解消のためのセミナー運営事務局
TEL 03-5913-6085(平日9:00~17:00)

[申込方法] FAX申込書(受付後メールでご連絡を差し上げます。)

[Web] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください

FAX 03-5913-6409

電話番号は表面

参加希望日	月 日	会場名			
※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス					
フリガナ		フリガナ		参加希望人数	名
氏名		企業・団体名			5名様以上はTEL確認をお願いします
業種		企業規模	10名未満	10~100名	101~200名
					300名以上
※いずれかを○で囲む					
TEL	— —	e-mail@.....		
FAX	— —	@.....		

講習会のご案内 (30年10月中旬~11月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
10/16~17-18-19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/23~24-25-26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/12~13-14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
10/25~26	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/31~11/1	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/8~9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/29~30	平成館 (古河市)	古河協会
乾燥設備作業主任者		
10/22~24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/20~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
ガス溶接		
10/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
10/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
11/1~2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け		
11/15~16-18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/15~16-17	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/16~17-18	平成館 (古河市)	古河協会
プレス機械作業主任者		
10/27~28	川崎鍛工株式会社茨城会場 (古河市)	古河協会
フォークリフト運転(学科)		
10/21	平成館 (古河市)	古河協会
11/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/2	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
11/8	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/14	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/17	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/18	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
10/18~19-20-21-27	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/8~9-10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
11/15~16-17-18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
小型移動式クレーン運転		
10/25~26-27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/5~6-7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/27~28	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者		
11/28~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
11/9~10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
アーク溶接等の業務		
10/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/3~4	平成館 (古河市)	古河協会
11/10~11	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/13~14	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会

電気取扱業務(高圧)		
11/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
11/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/26~27-28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
特化物能力向上教育		
10/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
安全管理者能力向上教育		
11/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長・安全衛生責任者能力向上教育		
10/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
10/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/5~6	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/6~7	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
11/3~4	平成館 (古河市)	古河協会
11/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/21~22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
安全衛生推進者講習		
11/10	平成館 (古河市)	古河協会
安全管理者選任時研修		
10/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/15~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
11/9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
11/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
衛生推進者講習		
11/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
雇用管理研修(建設業)コミュニケーションスキル等向上		
10/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
介護事業所のための就労環境整備セミナー		
11/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
外国人技能実習法		
技能実習責任者養成講習		
11/13	鹿嶋市まちづくり市民センター (鹿嶋市)	連合会
技能実習指導員講習		
11/15	鹿嶋市まちづくり市民センター (鹿嶋市)	連合会
生活指導員講習		
11/16	鹿嶋市まちづくり市民センター (鹿嶋市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478